

別添 2

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務委託審査要領

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務を実施するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出される企画提案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務審査会

(2) 構成人数

審査会の委員は5名とし、鳥取県職員以外の有識者を2名含むものとする。

(3) 所掌事務等

厚生病院療養環境改善修繕プラン作成等業務審査会設置要綱に定める。

2 審査の進め方

提出された企画提案書について、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を行う。

3 選定方法

2による提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答の内容により、審査要領に基づき各項目の点数を審査委員の合議により採点し、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定するとともに、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い順に順位付けを行う。

4 審査項目、評価基準及び最優秀提案者の選定基準

審査項目及び評価基準は、別紙によるものとし、審査委員の合議により採点した性能点（800点満点）と事務局により機械的に算定した価格点（200点満点）を合算し、最も高得点を得た者を最優秀提案者とする。

また、得点の高い者から順に順位を付けるものとする。

性能点は5段階評価とし、いずれかの項目で評価段階1（特に劣る）の評価がある提案者又は性能点の合計が400点に満たない提案者とは契約を締結しない。

予算額3,500千円を超える見積価格を提示した者は失格とする。